

## 議案第21号

富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務受託候補者審査委員会条例の制定について

富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務受託候補者審査委員会条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

新庁舎建設基本・実施設計業務受託候補者の選定に関する事項について審査を行うため、富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務受託候補者審査委員会条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務受託候補者審査委員会条例

### (設置)

第1条 富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務その他これに関連する業務（以下「設計業務等」という。）の委託を実施するに当たり、設計業務等を受託する者の候補者（以下「受託候補者」という。）を適正に選定するため、富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務受託候補者審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、受託候補者の選定に関する事項について審査し、市長に答申する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市職員

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から設計業務等を受託する者が選定された日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開しない。ただし、委員会の同意があった場合には、会議の

一部又は全部を公開することができる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

20	総合計画審議会委員	学識経験	日額	8,000円
		委員	日額	3,000円
21	庁舎整備検討審議会委員	学識経験	日額	8,000円
		委員	日額	3,000円

を

20	総合計画等審議会委員	学識経験	日額	8,000円
		委員	日額	3,000円
21	庁舎整備検討審議会委員	学識経験	日額	8,000円
		委員	日額	3,000円
21の2	新庁舎建設基本・実施設計業務受託候補者審査委員会委員（学識経験）	日額	8,000円	

に改める。